

論文審査の結果の要旨

論文提出者 佐藤公紀

佐藤公紀氏の学位請求論文「ヴァイマル共和国における監獄改革・犯罪生物学・釈放者扶助」は、ヴァイマル共和国期のドイツで進行した「犯罪の医療化」と称される複合プロセスの特質を、犯罪と刑罰にまつわる上記三つの分野に注目して明らかにしようとするものである。

本論文の主題をなす「犯罪の医療化」とは何か。佐藤氏によると、19世紀半ば以降のヨーロッパとりわけドイツでは、犯罪が増大しているとの認識から社会が危険に晒されているとの不安が募り、それを背景に、犯罪を個人の意志の所産ではなく「病」と見なし、犯罪の原因を近代諸科学なかでも生物学・医学・精神医学などの観点から追究する動きが進展した。それは、犯罪と刑罰を等価とみなす旧来の応報的な刑罰に代わる、教育的な刑罰の導入を求める論議（刑罰の教育化）を惹起し、あわせて釈放者への扶助を教育的な刑罰の延長上に捉えようとする傾向（扶助の刑罰化）を生んだ。これらの動きの根底には、犯罪から社会を防衛するという明確な目的があった。このように、犯罪の予防と撲滅のために近代諸科学の積極的な介入を求める思想運動とその実践が引き起こしたプロセスが、「犯罪の医療化」である。

本論文が前提とする多くの先行研究のなかで、とくに重きをなすものは、ミシェル・フーコーの「規律権力」の議論をドイツ現代史の文脈に置き換え、ヴァイマル共和国期の青少年扶助を題材に「社会的規律化」の問題を論じた、ドイツの歴史家デトレフ・ポイカートの一連の著作である。ポイカートは、19世紀以来の合理的な「近代思考の貫徹」、つまり理性に「全能の夢」を読み込む思考原理が、前述の「犯罪の医療化」過程を貫徹したとしている。これに対して、佐藤氏は、「近代の両義性」の含意を念頭におきつつも、ポイカート以降の歴史家たちが分析の光を当てることのなかった監獄の中、とくに受刑者と刑務官や医務官とのやりとり、さらには釈放された元犯罪者と福祉・扶助団体職員とのやりとりを分析し、ポイカートの掲げる「近代思考の貫徹」テーゼの妥当性を厳しく批判しようとしている。

本論文は、問題設定、先行研究の整理、概念定義に当てられた序章と、結論とナチ時代への展望を記す終章を除いて、四つの章で構成されている。

第一章「帝政期における監獄制度・犯罪学・釈放者扶助」では、19世紀後半から帝政期にかけての刑法改革・監獄改革の進展、犯罪学の発展、釈放者扶助の起源について体系的に叙述される。ここではクレペリンやリストに主導された刑法改革運動によ

って犯罪概念が変容し、刑罰の内実にも変化が生まれた経緯が描かれ、あわせてロンブローゾの「生来性犯罪者」の議論がドイツ精神医学に受容される過程が、犯罪原因を生物学・医学・病理学など科学的観点から究明しようとする犯罪学の発展と関連づけて論じられる。

第二章「ヴァイマル共和国における監獄改革と『刑罰の教育化』」では、ヴァイマル期の刑法・監獄改革の実態が追跡される。最初に、著名な刑法学者で、当時司法相を務めたラートブルフの下で帝国参議院にて成立した「自由刑の執行に関する諸原則」(通称、1923年原則)の制定過程と、そこで掲げられた教育刑の内容(社会復帰原則、段階的行刑、刑務官育成など)が詳論される。そして、この原則が各州とりわけプロイセン州に導入されるさい様々な抵抗に遭って十分に制度化を達成できなかったこと、そして監獄の現場に旧来の応報刑に執着する刑務官が多数存在したことについて一次史料を通して明らかにしている。

第三章「ヴァイマル期における犯罪生物学と『犯罪原因の病理学化』」では、犯罪原因の科学的追究に取り組む犯罪学がいかにか、またどのような実態を伴って制度化されていったかが検討される。ここではバイエルン州とザクセン州を事例に、犯罪生物学が監獄に受容される過程を、犯罪学者・精神科医の指導的言説を紹介しつつ、あわせて、現場で受刑者に向き合う監獄医らの恣意的な解釈と適用の実態を解明しながら、浮き彫りにしている。

第四章「ヴァイマル期における釈放者扶助と『扶助の刑罰化』」では、釈放者扶助の分野で見られた「扶助の刑罰化」(教育化)の傾向が、ヴァイマル共和国の社会変動のなかでいかに展開したかが論じられる。ここでは、とくに釈放者扶助の活動で大きな役割を果たしたキリスト教扶助団体が掲げた扶助の理念と扶助対象者をめぐる区分について、世界恐慌前後の変化を含めて詳細に論じている。そこでは、自助を重んじる伝統的な扶助概念と、教育刑の一貫としての扶助を位置づける新たな扶助概念が折衷的に、また相互補完的に作用していたことが明らかにされる。

本論文の結論として佐藤氏は、「犯罪の医療化」を構成する監獄改革、犯罪生物学、釈放者扶助の三分野のいずれにおいても応報的刑罰理念の残存、合理性の名の下に放置された矛盾、近代的要素と前近代的要素の共存が看取されることを強調する。すなわち、「犯罪の医療化」はポイカートのいうような「上から下への、合理的科学に基づいた、近代的思考の貫徹」という単純なモデルでは説明できず、むしろ「上から」の近代化の圧力と、現場での刑務官、監獄医、扶助団体従事者ら多様なアクターの独自の行動と、その相互作用によって形作られていったと結論づけている。

本論文の意義は、次の三点にまとめられる。

第一に、監獄改革、生物犯罪学、釈放者扶助という、これまで個々の文脈で論じられてきた三つの分野を、「犯罪の医療化」の観点からひとつの意味連関に位置づけた

ことである。この三分野のうち、とくに釈放者扶助というドイツ史研究上未開拓な分野に初めて分析のメスを入れ、そこに見られた「扶助の刑罰化」という現象を、同時的に進めた教育刑の導入・実践と結びつけて論じたことである。「犯罪の医療化」は広い意味で、フーコーのいう19世紀の「医学と司法の連続体」の発現形態に属するものだが、本論文はその論点に、ヴァイマル期の福祉国家の観点を盛り込んだといえる。

第二に、犯罪と刑罰にまつわる従来の研究が、専門的知識を有し政策立案にも関わるような「専門家」の理論分析に傾く中、本論文は、むしろ現場すなわち受刑者と直接向き合う刑務官や監獄医、また釈放者扶助の現場でクライアント(元犯罪者)の扶助に携わる団体職員・ソーシャルワーカーなど、現場で強い裁量権をもつ「専門的職業従事者」に注目し、この分野で等閑にされてきた理論と実際との溝に光をあてた実証研究を完遂したことである。

第三に、本論文では、現場の様々なアクターが遺した多様な記録・文書(とくに不服申したて書などの監獄内報告)を、ドイツの各種文書館にあたって広く渉猟し、丹念に分析していることである。著者が立論に用いた監獄関連史料の大半は今回初めて日の目をみるものであり、その価値は高い。その意味で、本論文は、豊かな史料基盤に基づく第一級の社会史の実証研究といえよう。

むろん本論文にも欠点がないわけではない。全体を通じてポイカートの所論が強く意識され、それへの論駁を急ぐあまり、ポイカートのテーゼを修正することに成功しても、それに代わる大きな歴史像を提示したといえない点である。また、犯罪生物学鑑定の総数や、「教育不能者」とされた者の割合など、「犯罪の医療化」を示す量的規模の変化についても詳しく論究できていない。しかし、後者は、本論文の大きな成果に照らして瑕瑾という他なく、本論文全体の価値を損なうものではない。また、前者はあまりにも大きな課題であり、今後の佐藤氏の研鑽によってその欠が補われるものと期待できる。

したがって、本審査委員会は、全員一致で、本論文が博士(学術)の学位に相応しいものと認定する。